

## ●紫雲の郷について

Q.

紫雲の郷の温泉施設を利用して居りました。入浴券を目的として月一度程度行われていた抽選に参加していました。結果現在 30 枚程度保有して居ります。4 月に経営が変更になったのは知っていましたが、この入浴券が 4/19 で利用できない状態になった事を知りました。4 月以前では有りますが、「今後も使用できるのでしょうか？」と聞いた所「出来る」との回答が有りました。使用出来ない。事前の報告や掲載も無い。委託会社から市に変更になって体制が変更になったのは良いのですが入浴券についての引継ぎは十分に行われているようには感じません。おそらく数十枚単位で保有している人は多くいるはずです。今回の市としての対応が正しいのか市長の意見を回答願います。

(令和 6 年 4 月受付)

A.

このたびの(株)紫雲寺記念館の破産に関して、多くの利用者の皆様にご迷惑をお掛けする事態となり、心よりお詫びを申し上げます。

(株)紫雲寺記念館名義の「入浴サービス券」につきましては、会社の自主事業の一環として利用者に配布しており、このサービス券を利用された場合は、利用者に代わり(株)紫雲寺記念館が入館料を負担しておりました。

この 4 月から、紫雲の郷館は市が直接運営することとなり、この券を利用された場合は、従前どおり(株)紫雲寺記念館が入館料を負担すべきものでありましたが、破産手続が開始されたことにより、入館料を負担することが不可能になったことから、利用を中止させていただきました。

また、新発田市名義で同様の「入浴サービス券」もありますが、この券については 5 月末まで使用可能とさせていただきます。

(株)紫雲寺記念館については、4 月以降も入浴サービス券を使用できる旨の発言をしていたようですが、(株)紫雲寺記念館から市への説明はなく、また、入浴サービス券の効力については会社が存続していることが前提でありますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点等ありましたら破産管財人弁護士をご紹介いたしますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

紫雲の郷館のご愛好者の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、今後も紫雲の郷館をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(令和 6 年 5 月 8 日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。

## ●紫雲の郷が市直営になったことへの対応について

### Q.

表記の件について市の観光振興課に質問と意見を伝えましたが、対応がないのでこちらにも伝えることに致しました。

4月19日、紫雲の郷を利用しに行ったところ、突然、入浴サービス券が使用できないと告げられ、この事への質問は市の観光振興課へと言われたので、月曜日に電話し、次の3点の質問をしました。

①入浴サービス券について経営が市の直営になっても使えるとの説明を受けていたことについて知っているか？

②今回の決定は市長を責任者とする市の正式な決定ということですか？

③紫雲の郷入浴券が突然使用できなくなることについて、何の予告も説明も謝罪の言葉もないことは、利用者に対してあまりに不誠実ではないか？このような対応は著しい市のイメージダウンと市職員の庶民への高圧的対応のイメージしかうまないと思う。もっと誠実に利用者が納得するような説明をホームページ及び紫雲の郷に掲示していただきたい。

この電話の内容については、確実に市長をはじめとする上の人に伝えていただきたい、と伝えました。しかし、1週間が経とうとしていますが、何の対応もないようです。

市は全て紫雲寺記念開発のせいにして終わらせるつもりででしょうか、現在の経営は新発田市ですから、利用者に対して納得のいく対応をする義務があるのではありませんか？他の市町村からの利用者もたくさんいます。皆口々に「新発田市どうなっているの？頭くるね」と言っています。

市長様の誠意ある言葉が聞きたいです。

(令和6年4月受付)

### A.

このたびの(株)紫雲寺記念館の破産に関して、多くの利用者の皆様にご迷惑をお掛けする事態となり、心よりお詫びを申し上げます。

(株)紫雲寺記念館名義の「入浴サービス券」につきましては、会社の自主事業の一環として利用者に配布しており、このサービス券を利用された場合は、利用者に代わり(株)紫雲寺記念館が入館料を負担しておりました。

この4月から、紫雲の郷館は市が直接運営することとなり、この券を利用された場合は、従前どおり(株)紫雲寺記念館が入館料を負担すべきものでありましたが、破産手続が開始されたことにより、入館料を負担することが不可能になったことから、利用を中止させていただきました。

また、新発田市名義で同様の入浴サービス券もありますが、この券については5月末まで使用可能とさせていただきました。

(株)紫雲寺記念館においては、4月以降も入浴サービス券を使用できる旨の発言をしていましたが、(株)紫雲寺記念館から市への説明はなく、また、入浴サービス券の対応については顧問弁護士と相談の上、内部で決定したものであり、それまでの期間は、やむを得ず利用可能とさせていただきました。

入浴サービス券を所有する立場からいえば、この状況は納得のいくものではないことも十分承知をしておりますが、入浴サービス券の効力については会社が存続していることが前提でありますので、利用者の皆様には、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

産業・労働・観光

なお、ご不明な点等ありましたら破産管財人弁護士をご紹介いたしますので、お問い合わせいただけますようお願いいたします。

紫雲の郷館のご愛好者の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、今後も紫雲の郷館をご利用いただけますようお願い申し上げます。

(令和6年5月8日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。